〇浜松市川や湖を守る条例
平成20年6月12日
浜松市条例第49号

目次
第1章　総則(第1条―第6条)
第2章　水環境及び地域住民の快適な生活環境の保全のための施策(第7条―第12条)
第3章　水環境及び地域住民の快適な生活環境の保全のための規制等
第1節　区域の指定(第13条)
第2節　水環境の保全(第14条―第20条)
第3節　地域住民の快適な生活環境の保全(第21条―第23条)
第4章　推進体制(第24条・第25条)
第5章　雑則(第26条・第27条)
附則

第1章　総則

(目的)
第1条　この条例は、浜松市環境基本条例(平成10年浜松市条例第49号)の基本理念にのっとり、川や湖の水環境及び地域住民の快適な生活環境の保全に関し市、市民、レジャー利用者及び事業者の責務を明らかにするとともに、その保全に関する必要な事項を定めることにより、美しく豊かな川や湖の水環境を次代に継承することを目的とする。

(定義)
第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)　川や湖　水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する公共用水域のうち、市域に係る河川、湖沼及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。
(2)　水環境　水質、水量、水底の底質その他の水に係る環境及び水生生物、水辺地その他の水を取り巻く環境をいう。
(3)　レジャー活動　レクリエーションその他の余暇を利用して行う活動をいう。
(4)　レジャー利用者　川や湖においてレジャー活動を行う者をいう。
(5)　公共下水道　下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
(6)　農業集落排水処理施設　浜松市農業集落排水処理施設条例(平成12年浜松市条例第56号)第2条第2号に規定する排水処理施設をいう。
(7)　下水道等　公共下水道及び農業集落排水処理施設をいう。
(8)　多自然川づくり　河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全し、又は創出するために、河川管理を行うことをいう。

(市の責務)
第3条　市は、川や湖の水環境及び地域住民の快適な生活環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定するとともに、これを実施し、及び評価するものとする。

(市民の責務)
第4条　市民は、川や湖の水環境及び地域住民の快適な生活環境の保全に積極的に取り組むとともに、市が実施する川や湖の水環境及び地域住民の快適な生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(レジャー利用者の責務)
第5条　レジャー利用者は、川や湖の利用に当たっては、川や湖の水環境及び地域住民の快適な生活環境を保全するために必要な措置を講じるとともに、他のレジャー利用者の快適な利用を妨げることがないよう努めなければならない。
2　レジャー利用者は、市が実施する川や湖の水環境及び地域住民の快適な生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)
第6条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、川や湖の水環境及び地域住民の快適な生活環境の保

全を図るために必要な措置を講じるとともに、市が実施する川や湖の水環境及び地域住民の快適な生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第2章　水環境及び地域住民の快適な生活環境の保全のための施策

(水質の目標)

第7条　市長は、この条例に定める施策その他川や湖の水環境を保全するため必要な措置を講じることにより、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく水質の汚濁に係る環境基準の達成及び維持に努めなければならない。

(森林の保全)

第8条　市長は、森林の有する水源のかん養等の機能が持続的に発揮されるよう、森林の適正な整備及び保全、森林づくり活動の推進その他必要な施策の実施に努めなければならない。

2　森林を所有し、又は管理する者は、森林の有する水源のかん養等の機能が発揮されるようその適正な整備及び保全に努めるものとする。

(多自然川づくりの推進)

第9条　市長は、その管理する河川のうち河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、又は準用されるものの整備に当たり、多自然川づくりを推進するよう努めなければならない。

(雨水浸透施設の普及)

第10条　市、市民及び事業者は、その所有し、又は管理する敷地内において、雨水浸透施設(雨水を地下に浸透させるための施設で、雨水浸透ます、浸透側溝等をいう。)の設置に努めるものとする。

2　市長は、前項に規定する雨水浸透施設の普及に係る施策を講じなければならない。

(環境教育等の推進)

第11条　市長は、市民、レジャー利用者及び事業者が、川や湖の水環境及び地域住民の快適な生活環境の保全についての理解を深めるとともに、その保全に関する活動を行う意欲を増進されるよう、森林及び川や湖を一体的にとらえた総合的な環境教育及び環境学習の推進、広聴広報活動の充実その他の必要な施策を実施しなければならない。

(情報の提供)

第12条　市長は、この条例に定める施策の実施に当たり、市民、レジャー利用者及び事業者に対し、川や湖の水環境及び地域住民の快適な生活環境の保全に関し必要な情報を適切に提供しなければならない。

第3章　水環境及び地域住民の快適な生活環境の保全のための規制等

第1節　区域の指定

(区域の指定)

第13条　川や湖の水環境及び地域住民の快適な生活環境を保全するための施策を重点的に実施すべき区域を湖沼保全区域及び環境共生区域とする。

2　湖沼保全区域は、都田川水系(河川法第5条の規定により指定された二級河川都田川水系をいう。)の流域で、規則に定める区域とする。

3　環境共生区域は、阿多古川(河川法第4条の規定により一級河川天竜川水系阿多古川に指定された河川をいう。)及び都田川(河川法第5条の規定により二級河川都田川水系都田川に指定された河川をいう。)の河川区域(河川法第6条第1項に規定する河川区域をいう。)で、規則に定める区域とする。

第2節　水環境の保全

(川や湖の水環境の保全に関する指導)

第14条　市長は、規則で定める規模以上の土地利用に係る事業のうち、川や湖の水環境に重大な影響があるものとして規則で定めるものを行おうとする者に対し、川や湖の水環境を保全するため必要な事項について指導するものとする。

(排水の処理)

第15条　下水道等の供用が開始された区域においては、土地の所有者等は、下水道法第10条又は浜松市農業集落排水処理施設条例第5条に定めるところにより、遅滞なく排水設備を設置しなければならない。

2　下水道事業計画区域(下水道法第4条第1項又は第25条の23第1項の事業計画に定められた予定処理区域をいう。)及び農業集落排水処理区域(浜松市農業集落排水処理施設条例第2条第3号に規定する処理区域

をいう。)以外の区域において単独処理浄化槽(し尿のみを処理する浄化槽をいう。)又はくみ取便所を使用する者は、速やかに合併処理浄化槽(し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽をいう。)を設置するよう努めなければならない。
3　市長は、前項の規定による合併処理浄化槽の設置を促進するよう、必要な施策を講じなければならない。
4　浄化槽を管理する者は、浄化槽法(昭和58年法律第43号)に定めるところにより、その浄化槽の管理を適正に行わなければならない。
5　何人も、川や湖を汚濁させないよう、調理くず、廃食用油等を川や湖に排出してはならない。
(平24条例8・平27条例69・令4条例11・一部改正)

(肥料の適正使用)
第16条　湖沼保全区域において肥料を使用する者は、川や湖への窒素又は燐含有物の流出を抑制するため、肥料を適正に使用するよう努めなければならない。
2　市長は、湖沼保全区域において、川や湖への窒素又は燐含有物の流出を抑制するため、肥料の使用実態の把握に努めるとともに、水環境への負荷が少ない肥料の使用方法の普及その他の施策を講じなければならない。
3　市長は、前項の施策を検討するため、湖沼保全区域の農業者、農業関係団体その他の関係機関と協議するものとする。
4　湖沼保全区域において農業者その他事業活動に伴い肥料を使用する者は、第2項の施策に協力しなければならない。

(家畜の排せつ物の適正な管理)
第17条　畜産業を営む者は、川や湖を汚濁させないよう、畜舎、ふん尿処理施設等の整備を図り、家畜の排せつ物を適正に管理しなければならない。

(事業場排水の測定及び報告)
第18条　湖沼保全区域内の特定事業場(法第2条第6項に定める特定事業場をいう。以下同じ。)から川や湖に排出水を排出する者のうち規則で定めるものは、規則で定めるところにより排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。
2　市長は、前項に規定する者又は同項に規定する者であった者に対し、同項の測定結果の報告を求めることができる。
(平23条例16・一部改正)

(工場又は事業場への指導)
第19条　市長は、湖沼保全区域内の工場又は事業場(1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上の特定事業場を除く。以下同じ。)からの排出水により次に掲げる著しい汚濁が生じている場合において、排出口における当該排出水の汚染状態が排水基準(排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)別表第2に掲げる許容限度をいう。)を超えていると認めるときは、その汚濁を除去するために必要な限度において、当該排出水を排出する者又は排出した者に対し、相当の期限を定めて、排出水の処理の方法の改善、原状の回復その他必要な措置を講じることを指導するものとする。
(1)　排出先の川や湖において汚泥等が著しくたい積していること。
(2)　排出先の川や湖の水に著しい濁りが生じていること。
(3)　油分によって排水先の川や湖の水面に広範囲に油膜が認められること。
(4)　排水口付近及び排水先の川や湖において著しい悪臭が発生していること。

(報告及び立入検査)
第20条　市長は、前条に規定する指導を行うため必要な限度において、当該工場又は事業場の設置者又は設置者であった者に対し、工場又は事業場の状況、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に当該工場又は事業場に立ち入り、必要な書類、施設その他の物件を検査させることができる。
2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第3節　地域住民の快適な生活環境の保全
(水環境の汚濁行為等の禁止)
第21条　レジャー利用者は、レジャー活動を行うに当たり、次に掲げる行為をしてはならない。
(1)　釣りやバーベキュー等で使用した食材、用品、調理くず、廃食用油その他の廃棄物をみだりに捨て、又は放置すること。

(2)　河川内において、バーベキュー等で使用した用品を洗浄し、又は洗浄した水を河川内に流すこと。
(3)　便所以外の場所において大小便をし、又はこれをさせること。
(4)　夜間(午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間をいう。)に、花火等(がん具として用いられる煙火をいう。)、音響機器等を使用して地域住民、他のレジャー利用者等に著しく迷惑をかけること。
2　法令の規定による許可等を受けて行う行為その他規則で定める行為については、前項の規定は、適用しない。
3　市長は、環境共生区域において第 1 項の規定に違反している者に対して、当該行為を中止し、又は当該廃棄物等を撤去するよう命じることができる。

(水環境保全指導員の設置)
第 22 条　市長は、環境共生区域の水環境及び地域住民の快適な生活環境を保全するため、水環境保全指導員を置くことができる。
2　水環境保全指導員に関し必要な事項は、市長が定める。

(地域住民の協力)
第 23 条　市長は、第 21 条第 1 項各号に掲げる行為の防止について、地域住民の協力を求めることができる。

第 4 章　推進体制
(関係行政機関等への協力要請)
第 24 条　市長は、川や湖の水環境及び地域住民の快適な生活環境の保全のために必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体、地域住民の団体等に対し、必要な措置又は協力を要請するものとする。

(広域連携)
第 25 条　市長は、天竜川水系又は浜名湖に隣接する市町村、国、県その他の関係機関と川や湖に関係する意見や情報の交換を行い、ともに川や湖の水環境の保全を図るよう努めなければならない。

第 5 章　雑則
(委任)
第 26 条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(過料)
第 27 条　第 21 条第 3 項の規定による命令に違反した者は、5,000 円の過料に処する。

附則
1　この条例は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条から第 20 条まで、第 21 条第 3 項、第 22 条及び第 27 条の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
2　市長は、この条例の施行後、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

附則(平成 23 年 3 月 15 日浜松市条例第 16 号)
この条例は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成 22 年法律第 31 号)の施行の日(平成 23 年 4 月 1 日)又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附則(平成 24 年 3 月 23 日浜松市条例第 8 号抄)
この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 27 年 10 月 15 日浜松市条例第 69 号)
この条例は、公布の日から施行する。

附則(令和 4 年 3 月 24 日浜松市条例第 11 号)
この条例は、公布の日から施行する。